

社団法人 日本知財学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本知財学会 (Intellectual Property Association of Japan) という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区飯田橋4丁目2番地1 東京理科大学 総合科学技術経営研究科 知的財産戦略専攻内に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、知的財産に関する研究を促進し、知的財産権に関する知識を普及し、もってわが国の知的財産立国に貢献することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 知的財産に関する学術研究
- (2) 研究会、研究発表会、講演会等の開催
- (3) 知的財産に関する人材育成
- (4) 知的財産に関する調査研究・啓発活動
- (5) 学会誌及び学術図書の刊行
- (6) 知的財産に関する表彰
- (7) その他必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または法人
- (2) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した大学生または大学院博士前期課程または修士課程の院生 (社会人学生は除く)
- (3) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者
- (4) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または法人

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、

名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(会費)

第8条 この法人の年会費は総会の議決をもって別に定める。

- 2 名誉会員は、年会費を納めることを要しない。
- 3 既納の年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪宣告又は法人会員の解散
- (3) 除名

(退会)

第10条 会員が退会しようとするときは、会費を完納の上理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。この場合、総会で議決する前に総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき
 - (2) この法人の会員としての義務に違反したとき
- 2 会員が会費を1年以上滞納した時は、理事会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

第4章 役員、顧問及び職員

(役員)

第12条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上20名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1名を会長、6名以内を副会長とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の中より互選するものとする。
- 3 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第14条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、この法人に関し、総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること

(役員 の 任期)

第 16 条 この法人の役員 の 任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員 の 任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員 の 解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により会長がこれを解任することができる。

この場合、理事会及び総会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員 の 報酬)

第 18 条 役員は、無給とする。

- 2 役員には、この法人の事業遂行のため要した費用を支弁することができる。

(顧問)

第 19 条 この法人に 5 名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

(顧問 の 職務)

第 20 条 顧問は会長その他の役員 の 諮問に応じ会長に対して必要と認める事項について助言し、また理事会の要請があるときはこれに出席して意見を述べることができる。

(事務局及び職員)

第 21 条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第 5 章 会 議

(理事会 の 招集等)

第 22 条 理事会は、毎年 3 回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から 30 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第24条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第25条 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後3ヵ月以内に会長が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会の招集は、少なくとも10日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を書面をもって、または会誌に公告することにより通知する。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、出席正会員の中から選出するものとする。

- 2 会長が特に必要と認めた場合は、議長及び副議長を指名することができる。

(総会の議決事項)

第27条 総会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認める事項

(総会の定足数等)

第28条 総会は、正会員現在数の半数以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

- 2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第30条 すべての会議において、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 年会費収入
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第 32 条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等の確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 34 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び正会員現在数各々の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第 35 条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第 37 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第 38 条 この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎事業年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 39 条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現

在数及び正会員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第40条 第34条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第43条 この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第44条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

第45条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定 款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書及び事業計画書
- (10) 収支計算書及び事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類及び同項第9号から第12号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号の書類並びに第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

- 3 第1項第1号、第2号、第4号及び第9号から第12号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、文部科学大臣の設立許可があった日(平成18年8月22日)から施行する。
- 2 第36条の規定にかかわらず、この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、設立総会の定めるところによる。
- 3 第41条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、平成18年8月22日から平成19年3月31日までとする。

- 4 第13条の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。

| | |
|----------|-------|
| 理 事(会長) | 軽部征夫 |
| 理 事(副会長) | 柏木斉 |
| 理 事(副会長) | 久保利英明 |
| 理 事(副会長) | 小池晃 |
| 理 事(副会長) | 近藤隆彦 |
| 理 事(副会長) | 佐々木信夫 |
| 理 事 | 井口泰孝 |
| 理 事 | 石田正泰 |
| 理 事 | 岡田依里 |
| 理 事 | 岡本清秀 |
| 理 事 | 加藤幹之 |
| 理 事 | 久保雅一 |
| 理 事 | 小宮山宏 |
| 理 事 | 隅蔵康一 |
| 理 事 | 土井宏文 |
| 理 事 | 長岡貞男 |
| 理 事 | 森下竜一 |
| 理 事 | 山本貴史 |
| 理 事 | 渡邊惺之 |
| 監 事 | 安念潤司 |
| 監 事 | 松田邦裕 |

- 5 従来日本知財学会(東京都千代田区飯田橋4丁目2番地1 東京理科大学総合科学技術経営研究科 知的財産戦略専攻内 会長 軽部征夫)に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。